

# 山梨英和大学大学院学則

2003年 5月23日 制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 山梨英和大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の信仰に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって国際的視野に立って文化の進展と地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

## 第2章 研究科の組織、修業年限及び学生の入学定員他

### (課程)

第3条 本大学院に、修士課程を置く。

### (課程の目的)

第3条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

### (研究科及び専攻)

第4条 本大学院に、人間文化研究科を置く。

2 人間文化研究科に、臨床心理学専攻を置く。

### (研究科及び専攻の教育研究目的)

第4条の2 人間文化研究科は、人間と文化の領域に関する理論及び応用を教授研究し、高度の専門的職業人を養成することを目的とする。

2 臨床心理学専攻は、専攻分野における研究能力又は心理的支援のできる臨床心理の専門家を養成することを目的とする。

### (修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、別に定めるところにより、当該学生（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限を3年とすることを認めることができる。

3 在学期間は、4年を超えることができない。

### (入学定員及び収容定員)

第6条 研究科に設置する専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
人間文化研究科	臨床心理学専攻	12人	24人

### 第3章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第8条 研究科には専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位数の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第10条 学生は、毎学年又は学期の始めに、その学年又は学期に履修しようとする授業科目については、期限までに所定の履修方法にて履修しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 学長は、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位（第45条第3項の規定により修得した単位を含む。）を教育研究上必要と認めた場合には、本大学院に入学した後の本大学院研究科における授業科目の履修により、修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位及び第32条により留学した大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、再入学の場合を除き、本大学院で修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えない範囲で認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第12条 学長は、教育研究上必要と認めた場合には、あらかじめ他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、前条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えない範囲で認定することができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

(単位の認定)

第13条 授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとする。

(学習成績の評価)

第14条 学習成績の評価は、A(90点以上)、B(90点未満80点以上)、C(80点未満70点以上)、D(70点未満60点以上)、F(60点未満)をもって示し、D以上を合格とする。

2 評価に関する事項は、別に定める。

(GPA)

第14条の2 前条の成績の評価に対して、当該授業科目の成績点(素点)から50を減じ10で除した値のグレード・ポイント(GP)(小数点第一位値)を付与する。

2 単位当たりの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(GPA)は、各科目の単位数に与えられたGPを乗じたものの総和を、履修登録を行った単位数の総和で除して算出するものとする。

#### 第4章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第15条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げたと認めた者には、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第16条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある学問領域について行う。

(修士課程修了の認定)

第17条 学長は、前2条の修了の要件を満たした者について、研究科委員会の意見を聴き、修士課程修了を認定する。

(学位の授与)

第18条 学長は、前条の規定により修士課程修了を認定した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、次の学位を授与する。

修士(臨床心理学)

2 学位の授与に関する事項は、別に定める。

(臨床心理士受験資格)

第19条 臨床心理士受験資格を取得しようとする者は、所定の臨床心理士受験資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、第15条の規定により修士課程を修了した者とする。

(公認心理師受験資格)

第19条の2 公認心理師受験資格を取得しようとする者は、所定の公認心理師受験資格に必要な授業科目及び単位数を修得し、第15条の規定により修士課程を修了した者とする。

- 2 公認心理師受験資格に必要な授業科目及び単位数並びに公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目（経過措置の基準に該当する学部及び大学院開設科目）への対応科目等については、別表第1の2のとおりとする。

## 第5章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第21条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

- 2 必要がある場合は、学長は前項の規定にかかわらず、学期の区分を変更することができる。

### (休業日)

第22条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) クリスマス 12月25日

(4) 夏季休業 8月6日から9月23日まで

(5) 冬季休業 12月22日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月21日から3月31日まで

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

### (入学の時期)

第23条 入学の時期は、毎年4月とする。

### (入学資格)

第24条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育

制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学の出願)

第25条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願の時期、方法及び書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選考)

第26条 入学志願者に対しては学力検査を行い、入学者を決定する。

2 前項の選考の方法及び時期等については、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに在学誓書及び身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、研究科委員会の意見を聴き、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。ただし、入学辞退の申し出があった者及び入学式を正当な理由なく欠席した者については、入学の許可を取り消すものとする。

## 第6章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第28条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することができないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年を超えて延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第5条第3項に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

(留学)

第32条 外国の大学院への留学を志願する者は、留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第5条第3項に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第33条の2 学長は、病気その他の事由により退学した者が、再入学を希望し再入学許可願を提出したとき、研究科委員会の意見を聴き、再入学を許可することができる。ただし、退学後2年を超えた場合は、この限りではない。

2 再入学は、学期の始めからこれを行う。

3 再入学の学費については、別に定める。

(除籍)

第34条 学長は、研究科委員会の意見を聴き、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第5条第3項に定める在学期間を超えた者

(3) 第29条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第35条 学長は、前条第1号により除籍された者が、前期にあつては6月末日までに、後期にあつては12月末日までに滞納した学費を納入し、除籍取消しを願い出たときは、復籍を許可することができる。

## 第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(検定料等の金額)

第36条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費の金額は、別表第2のとおりとする。ただし、長期履修学生に係る授業料及び教育充実費の金額は、別表第2の2のとおりとする。

2 委託生、科目等履修生及び研究生の検定料、入学金及び授業料等については、別に定める。

3 実習費については、別に定める。

(授業料等の納付)

第37条 授業料は年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

ただし、特別の事情があると認められる者には延納を認めることができる。

前期 納期 4月中

後期 納期 10月中

2 その他の納付金については、別に定める。

(納付した入学検定料等)

第38条 納付した入学検定料は返還しないものとする。

(復学等の場合の授業料等)

第39条 学期の途中において復学又は入学した者は、復学又は入学した月の属する該当期分の授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(修業年限延長の場合の授業料等)

第40条 修了に必要な単位の修得及び修士論文作成のため修業年限を延長する場合は、修了する見込みの該当期までの授業料及び教育充実費を納付しなければならない。

第40条の2 修了に必要な単位を修得した学生で修士論文作成のため修業年限を延長する場合は、別に定める規程により、その学期について納入すべき授業料を減額する。

(休学の場合の授業料)

第41条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の属する該当期分から復学した月の属する該当期分までの授業料の半額を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第42条 学期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料及び教育充実費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び教育充実費は徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第43条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除、貸与、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 委託生、科目等履修生、外国人留学生、研究生及び特別研修生

(委託生)

第44条 公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院の学生の教育研究に支障を来さない範囲において、その者を選考のうえ、委託生として受託することがある。

2 委託生の資格は、第24条に規定する者又は修士の学位を有する者とする。

3 前項に定めるもののほか、委託生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学院の授業科目のうち特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、本大学院の学生の教育研究に支障を来さない範囲において、その者を選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第24条に規定する者又は修士の学位を有する者とする。

3 科目等履修生が履修した授業科目の試験等に合格したときは、所定の単位を与えることができる。

4 前3項に定めるもののほか、科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 本大学院入学資格と同等以上の学力を持つ外国人留学生に対しては、特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

(研究生)

第47条 本大学院において、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力をさらに養うため、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の学生の教育研究に支障を来さない範囲において、その者を選考のうえ、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(特別研修生)

第47条の2 本大学院を修了した者で本大学院において研修しようとする者があるときは、その者を選考のうえ、特別研修生として許可することがある。

2 特別研修生に関する事項は、別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学力優秀かつ他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学長は、大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、別に定めるものの他次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者



- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する事項は、別に定める。

#### 第10章 奨学制度

(奨学制度)

第50条 奨学のため、次の制度を設ける。

(1) 給費生

災害、その他家庭の経済状況急変により就学困難な者に対し、給費生として採用し、給付金を給付する。

(2) 奨学生

修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学生として採用し、奨学金を給付又は貸与する。

- 2 前各号の制度に関する詳細は、別に定める。

#### 第11章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第51条 学長は、本大学院の校務をつかさどり、所属職員を統督し、学務を総括する。

- 2 本大学院研究科の学務は、研究科長が掌管し、専攻の学務は、専攻主任が掌管する。

第52条 本大学院の講義、演習及び実習は、山梨英和大学に所属する教授、准教授及び専任講師のうちから選任された者が担当し、研究指導は、教授及び准教授のうちから選任された者が担当する。

(研究科委員会の組織)

第53条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

(専攻会議)

第54条 専攻に専攻会議を置く。

- 2 専攻会議については、別に定める。

(大学経営協議会等)

第54条の2 山梨英和大学及び本大学院に山梨英和大学経営協議会及び山梨英和大学運営評議会を置く。

- 2 山梨英和大学経営協議会及び山梨英和大学運営評議会に関する規程は、別に定める。

(事務組織)

第55条 本大学院の事務を処理するため、事務組織を置く。

- 2 前項に規定する事務組織に、事務職員を置くことができる。

(研究指導施設)

第56条 本大学院に、教育研究に必要な研究室及びその他必要な施設を置く。

## 第12章 改正及び細則

(改正)

第57条 本大学院学則の改正は、研究科委員会の意見を聴き、理事会の議を経なければならない。

(細則その他)

第58条 本大学院学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第36条において規定する入学検定料の額は、平成19年度の入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在籍する者に係る教育課程は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この学則は平成23年1月28日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。(第14条、第14条の2、第47条の2  
関係)

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者に係る教育課程・履修方法（学習成績の評価、GPA）は、改正後の第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。（第54条の2関係）
- 2 2018年3月31日に在学する者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2018年5月25日から施行し、2018年4月1日から適用する。（別表第1の2関係）

[別表第1 授業科目](#)

[別表第1の2 公認心理師科目読み替え対応表](#)

[別表第2 検定料等](#)

[別表第2の2 長期履修学生の授業料、教育充実費](#)

別表第 1

科目区分	授 業 科 目	必修	選択	自由	備考
基幹科目	臨床心理学特論Ⅰ	2			
	臨床心理学特論Ⅱ	2			
	人格心理学特論		2		
	発達臨床心理学特論		2		
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2			公認心理師受験資格科目
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2			公認心理師受験資格科目
	障害者（児）臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2			公認心理師受験資格科目
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2			公認心理師受験資格科目
	投映法特論		2		
	生と死の臨床特論		2		
	教育分野に関する理論と支援の展開	2			公認心理師受験資格科目
	心理療法特論Ⅰ		2		
	心理療法特論Ⅱ		2		
	心理療法特論Ⅲ		2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2			公認心理師受験資格科目
	心の健康教育に関する理論と実践	2			公認心理師受験資格科目
臨床科目	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2			公認心理師受験資格科目
	臨床心理面接特論Ⅱ	2			
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2			公認心理師受験資格科目
	臨床心理査定演習Ⅱ	2			
	臨床心理基礎実習	2			
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	4			公認心理師受験資格科目
	臨床心理実習Ⅱ	4			
研究科目	心理統計法特論		2		
	心理学研究法特論		2		
	修士論文				

公認心理師科目読み替え対応表

必要科目数	【公認心理師省令指定科目】	【本学読替可能科目】
I 必修 ①を含む 3科目以上	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神病理薬理学特論 (2004) 精神医学特論 (2005～)
	②福祉分野に関する理論と支援の展開	障害者 (児) 臨床心理学特論 I (2004～2005) 障害者 (児) 臨床心理学特論 II (2004～2005) 障害者 (児) 臨床心理学特論 発達臨床心理学特論 I (2004～2009) 発達臨床心理学特論 (2010～)
	③教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論 学校カウンセリング演習 (2004～2008)
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	犯罪心理学特論
	⑤産業・分野に関する理論と支援の展開	対応なし
II 2科目以上	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習
	⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論 心理療法特論 I 心理療法特論 II 心理療法特論 III 心理療法特論 IV 心理療法特論 V
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論 コミュニティ・アプローチ特論 (2004～2008) 臨床心理地域援助特論 (2009～)
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	対応なし
III必修	⑩心理実践演習 (450時間以上)	臨床心理実習

以上の読み替え対応表において、公認心理師省令指定科目のうち、必修①を含めて①～⑤のうち3科目を履修し、⑥～⑨のうち2科目を履修し、⑩臨床心理実習を履修していること

※複数の対応科目が入っている場合、全てが必要ではなくいずれか1つを履修済みであれば省令指定科目を履修済みとします。

例) ⑧の読替対応科目において「家族心理学特論」、「コミュニティ・アプローチ特論」、「臨床心理地域援助特論」の中で全てを履修済みであっても、「⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」1科目と数えてください。

別表第2

項 目		金 額
入 学 検 定 料		33,000円
項 目		金 額
学 費	入 学 金	150,000円
	授 業 料	600,000円
	教育充実費	200,000円
	合 計	950,000円

別表2の2

学費項目	1年次	2年次	3年次
授業料	400,000円	400,000円	400,000円
教育充実費	140,000円	130,000円	130,000円
合計	540,000円	530,000円	530,000円